

岩手県告示第743号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成18年岩手県告示第1000号）で告示した岩泉町伏屋鳥獣保護区の区域及び存続期間を次のとおり変更した。

平成20年10月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 変更後の岩泉町伏屋鳥獣保護区の区域 下閉伊郡岩泉町地内の国道340号と民有林386、388、389、268、270、271、272、274及び273林班と民有林385、392、390、267、263、262、261、105、104及び275林班の境界との交点を起点とし、起点から国道340号を南に進み民有林285及び287林班と民有林284及び288林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進みさらに北に進みさらに西に進み林道寄部沢線との交点に至り、同点から同林道を北に進み民有林292及び293林班と民有林291林班、国有林三陸北部森林管理署502林班、民有林295及び294林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進みさらに北に進み林道本銅線との交点に至り、同点から同林道を北に進み民有林386、388、389、268、270、271、272、274及び273林班と民有林385、392、390、267、263、262、261、105、104及び275林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進みさらに西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 2 変更後の岩泉町伏屋鳥獣保護区の存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- 3 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局、総合支局及び地方振興局の保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。